

2. 河川整備の実施に関する事項

2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

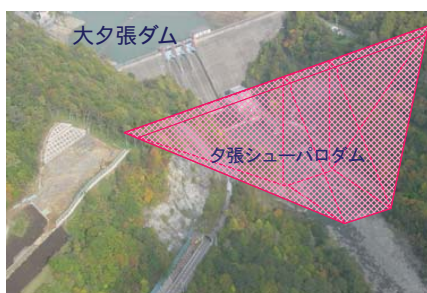
2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水時の流量を調節するための対策

洪水時の流量を調節するため夕張スーパーダムを建設し、清幌橋地点における目標洪水のピーク流量 $2,200\text{m}^3/\text{s}$ のうち $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $1,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、ダム下流域の洪水被害を軽減する。

なお、河川整備基本方針の目標に対しては、清幌橋地点の基本高水のピーク流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ を夕張スーパーダムにより $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、河道への配分流量は $2,400\text{m}^3/\text{s}$ となる。

夕張スーパーダムは、大夕張ダムの再開発として、国土交通省、農林水産省、石狩東部広域水道企業団、北海道企業局が共同で建設し、洪水調節のほか、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の供給及び発電の機能を有する多目的のダムである。



夕張スーパーダムと大夕張ダム



夕張スーパーダムの完成予想図

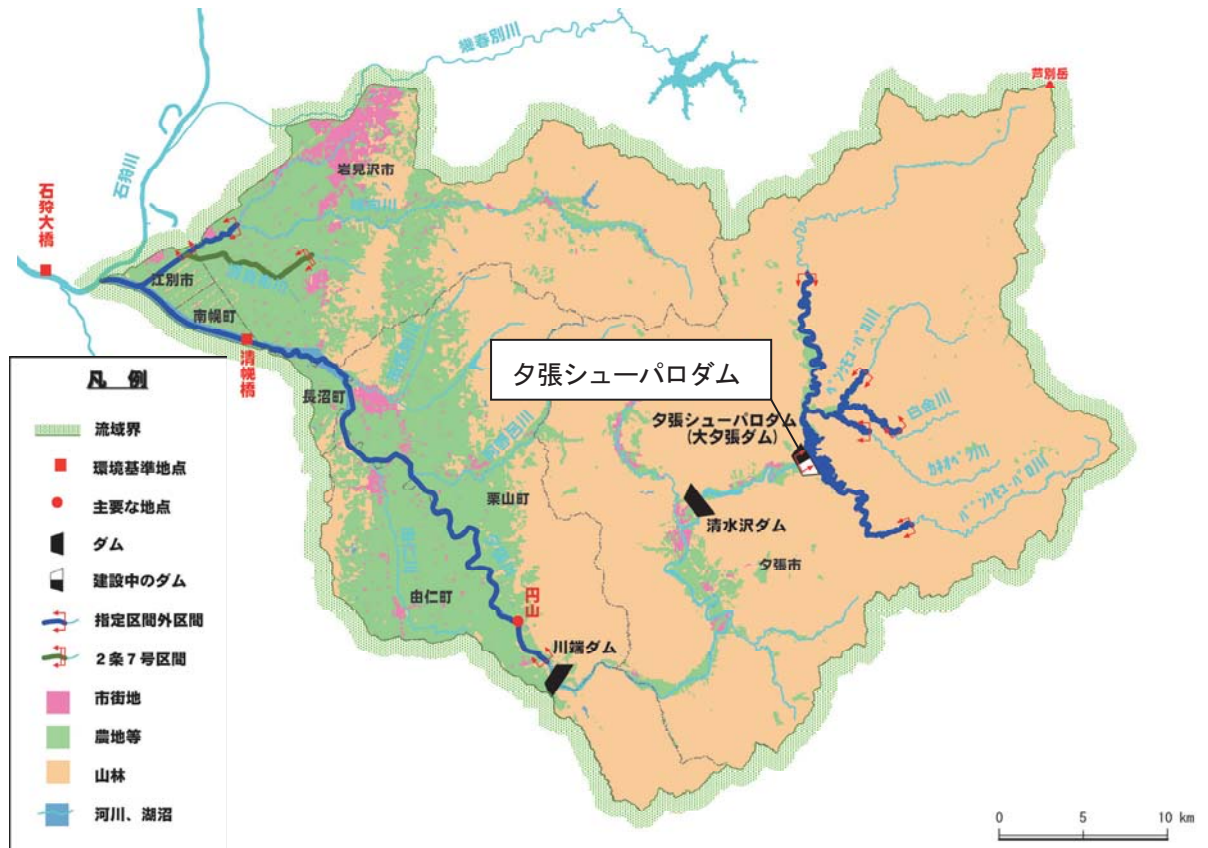


図 2-1 夕張スーパーダム位置図

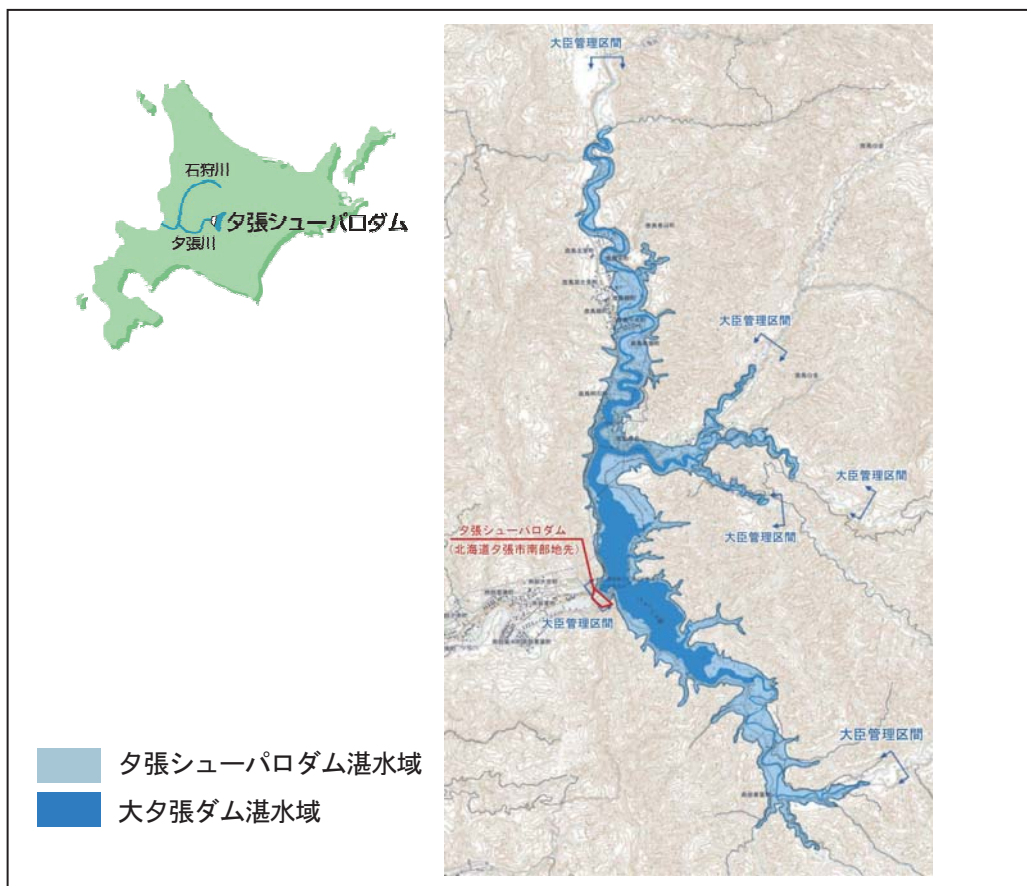


図 2-2 夕張スーパーダムの湛水区域図

表 2-1 タ張シューパロダムの諸元

ダム形状	重力式コンクリートダム
堤高	110.6m
堤頂長	390m
堤体積	94 万m ³
集水面積	433.0 k m ²
湛水面積	15.0 k m ²

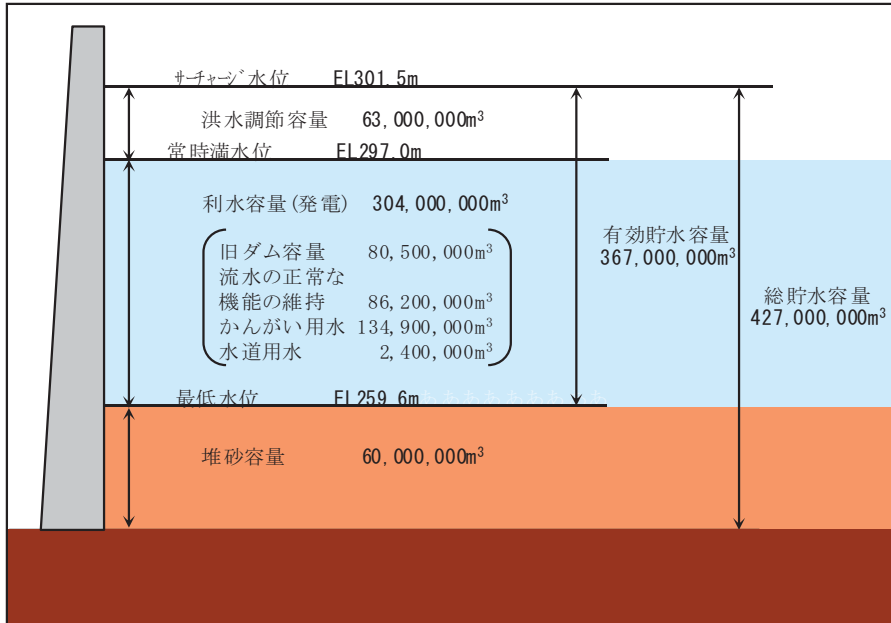


図 2-3 タ張シューパロダムの貯水池容量配分図

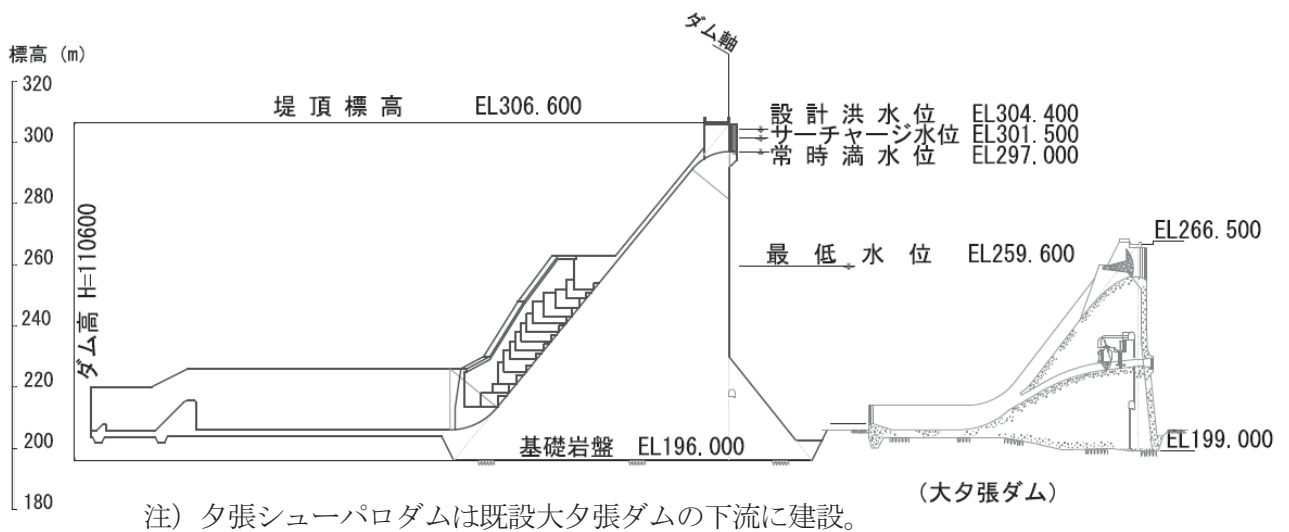


図 2-4 上下流方向のダム断面図

注) 利水計画等の変更により記載内容を変更することがある。標高は、旧基本水準点による。

(2) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

堤防が未整備で河道断面が不足している区間については、必要な断面を確保する。また、河道への配分流量を安全に流下させるために必要な断面が確保されていない堤防は、拡築など必要な整備を行う。

泥炭など軟弱地盤が分布している箇所（区間）においては、堤防の安定性を確保するため、緩傾斜の堤防を整備するとともに、幌向川は、現在の堤防に盛土を行った場合、安定性が確保できないことから引堤を実施する。また、清真布川においても堤防の沈下状況等の調査を継続し、必要に応じ対策を行う。

なお、歴史的な経緯の中で建設された堤防は、土質の多様さに加え、工学的にも不明確な場合もあるので、洪水時における河川水がどのように堤防に浸透するのか等を調査検討し、危険性が確認された箇所は必要な対策を講じ、質的・量的ともにバランスの図られた堤防整備を推進する。

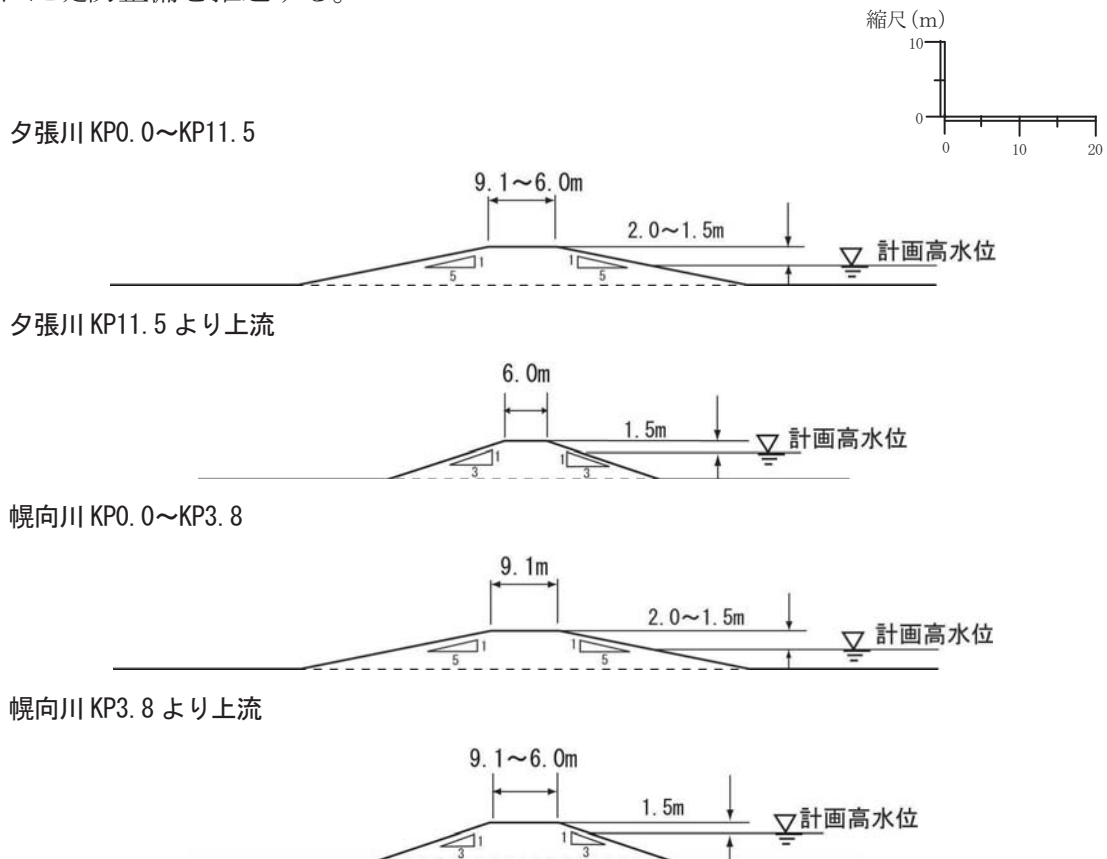


図 2-5 堤防の標準断面図

表 2-2 堤防整備を実施する区間

河川名	左右岸	実施する区間
夕張川	左岸	KP1.9~KP2.0
		KP2.1~KP2.2
		KP3.2~KP3.8
		KP22.8~KP31.1
	右岸	KP2.0~KP2.1
		KP2.3~KP2.4
		KP3.4~KP3.6
		KP16.6~KP17.1
		KP17.9~KP25.8
		KP26.0~KP32.6
幌向川	左岸	KP3.5~KP3.6

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

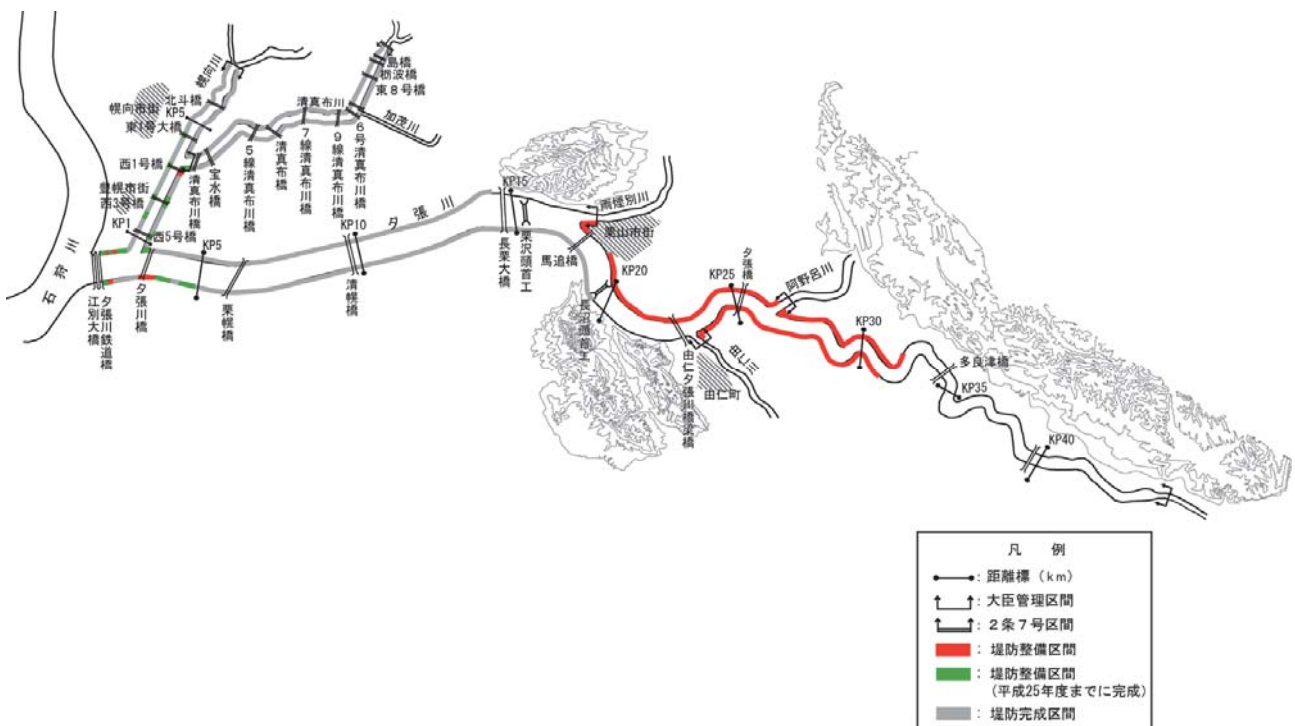


図 2-6 堤防整備を実施する区間

2) 河道の掘削

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う。掘削にあたっては、魚類等の生息の場となっている水際、瀬と淵、河畔林等の保全を考慮し、断面が単調にならないよう配慮する。また、高水敷の広い夕張川の下流区間等では、泥炭の分布状況に配慮し、横断方向に緩傾斜の掘削を行うことにより、冠水頻度を高め、水域から陸域へ徐々に移行する多様性のある河岸の形成に努める。

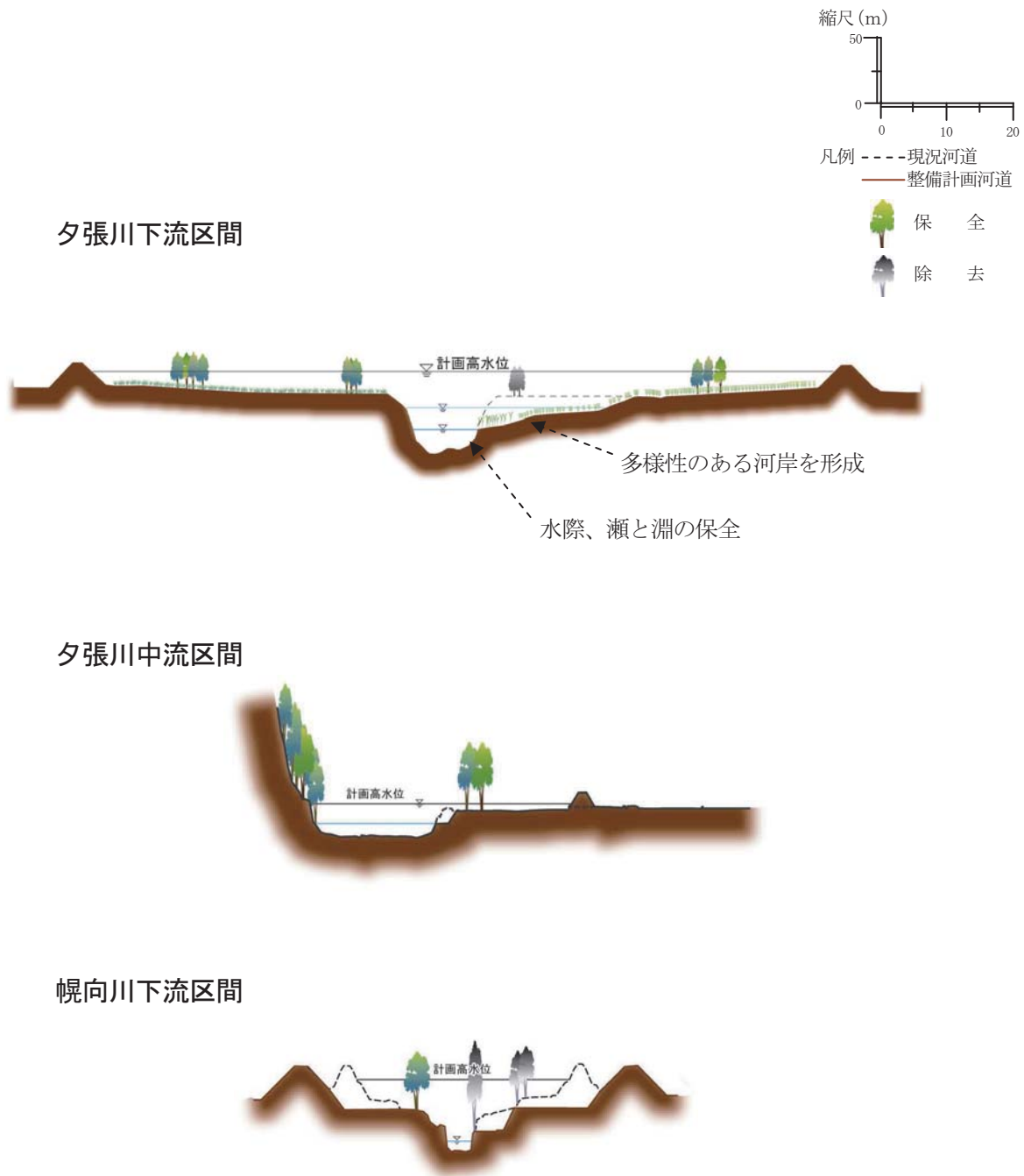


図 2-7 河道の掘削のイメージ図

表 2-3 河道の掘削を実施する区間

河川名	実施する区間
夕張川	KP2.5~KP7.5
	KP11.5~KP13.8
	KP15.2~KP16.5
	KP19.0~KP19.2
	KP20.0~KP21.5
幌向川	KP0.0~7.5

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに
工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

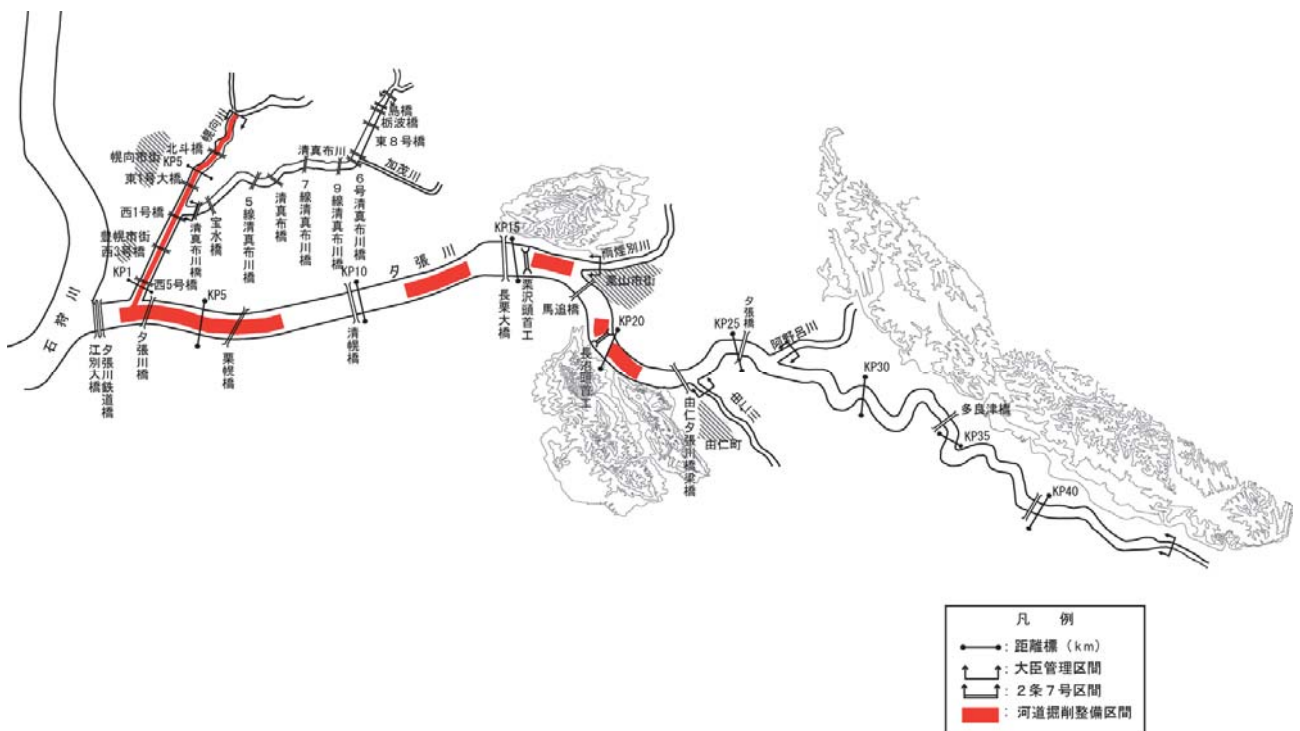


図 2-8 河道の掘削を実施する区間

3) 橋梁等の許可工作物の改築

河川工事に伴い機能の維持に支障が生じる橋梁などの許可工作物は、河川工事にあわせて改築する。なお、改築の際は施設管理者と十分協議のうえ工事を実施する。

4) 河岸の保護

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として護岸などの河岸保護工を実施する。

河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、植生を回復させるなど多様性のある河岸の形成に努める。

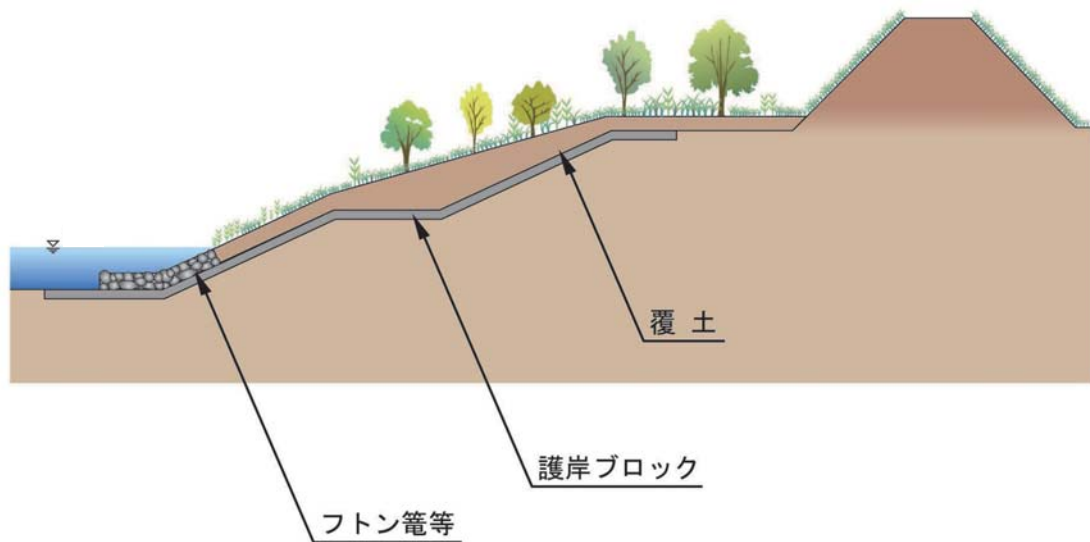


図 2-9 河岸の保護事例イメージ図

表 2-4 河岸の保護を実施する区間

河川名	左右岸	実施する区間
幌向川	左岸	KP4.8~KP5.2
		KP7.0~KP7.4
	右岸	KP4.0~KP4.8
		KP5.2~KP6.0 KP6.4~KP7.0

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに
工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

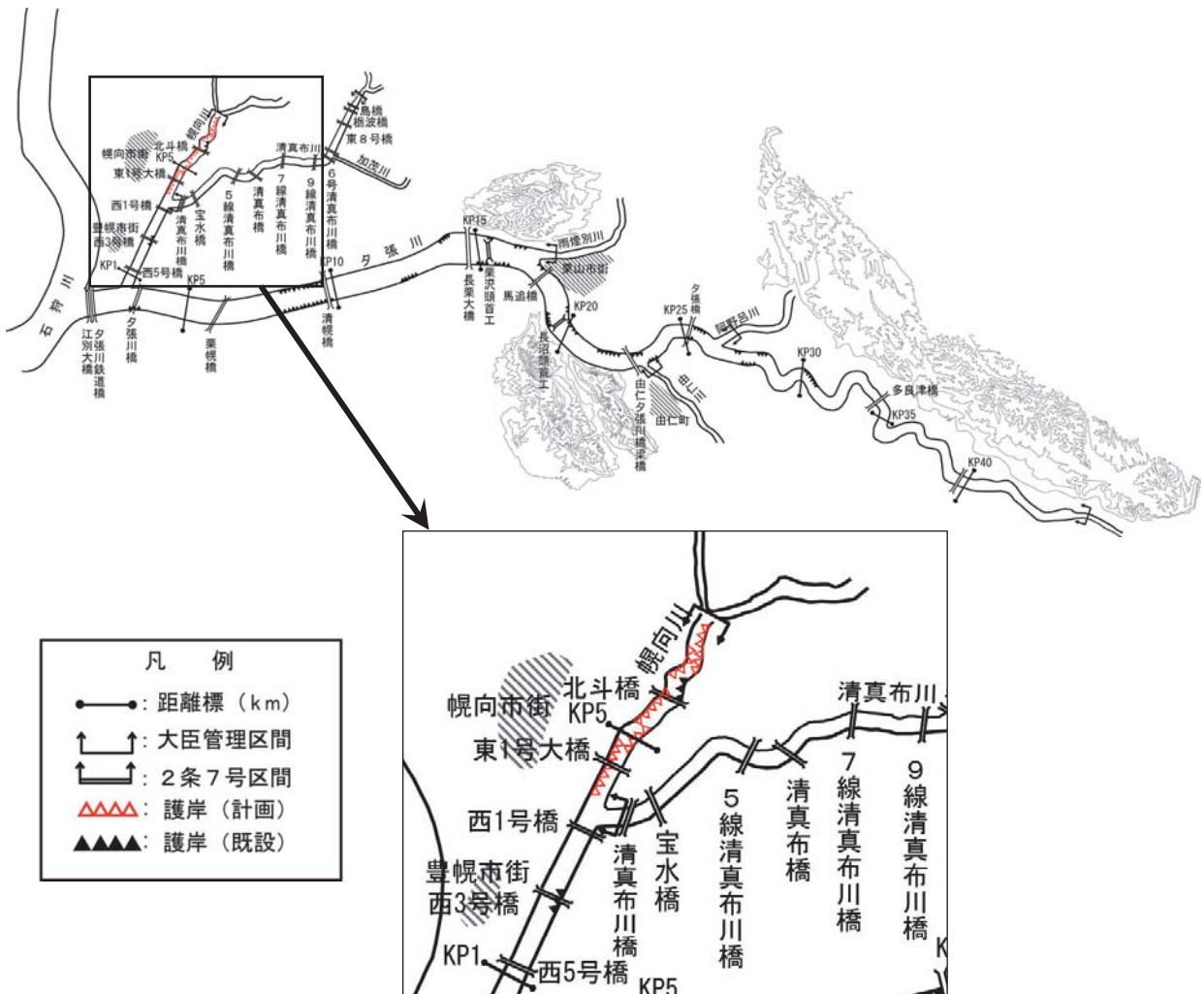


図 2-10 河岸の保護を実施する区間

(3) 内水対策

河川管理者や自治体が保有する排水ポンプ車等を活用し、内水被害を軽減する。また、円滑かつ迅速に内水を排除できるよう、内水被害の実態を踏まえ、必要に応じて関係機関と連携し、作業ヤード・釜場等の整備を行う。

なお、近年、都市化の著しい幌向川下流右岸地域等においては、内水被害形態の変化を随時把握し、必要に応じ関係機関と連携し、その被害軽減に努める。

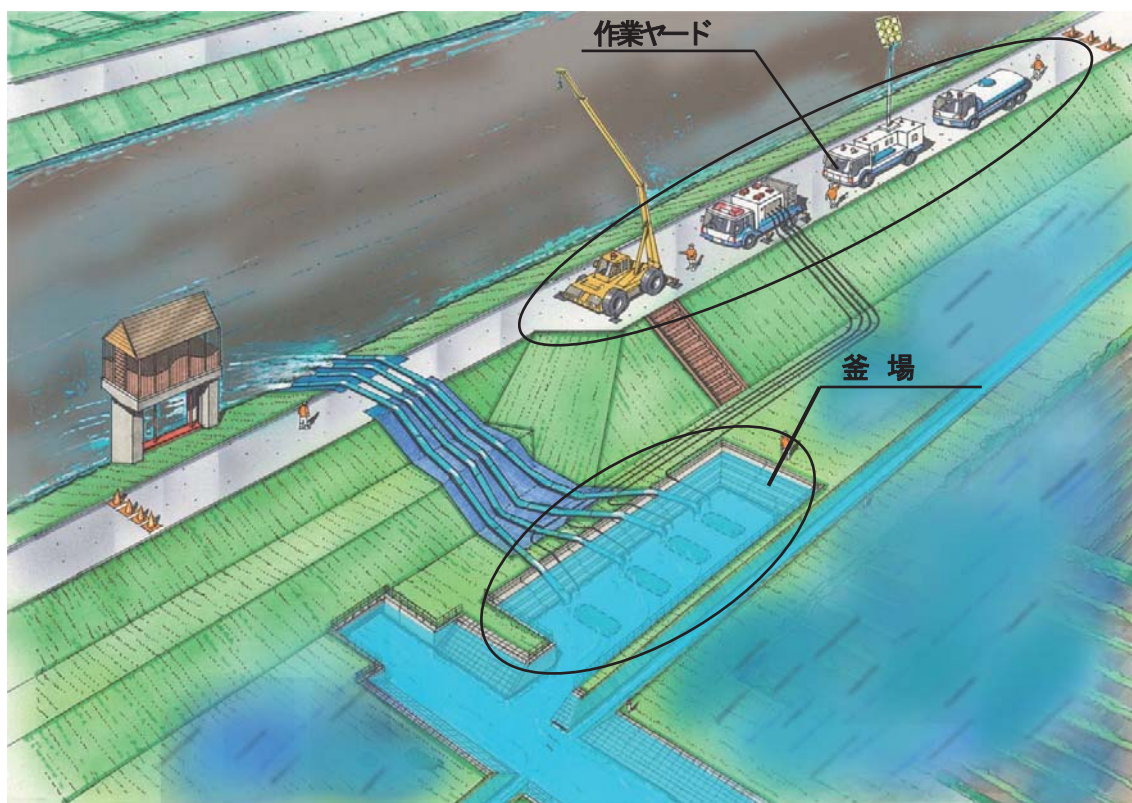


図 2-11 内水排水のイメージ図

(4) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点等の整備

洪水時における水防活動の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋などの水防資機材の備蓄基地を整備する。なお、平常時においても、関係機関と連携し、水辺の憩いの場として活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

表 2-5 水防拠点の整備箇所

整備箇所	整備の内容
夕張川下流域	水防作業ヤード 水防資機材備蓄基地など
幌向川下流域	水防作業ヤード 水防資機材備蓄基地など

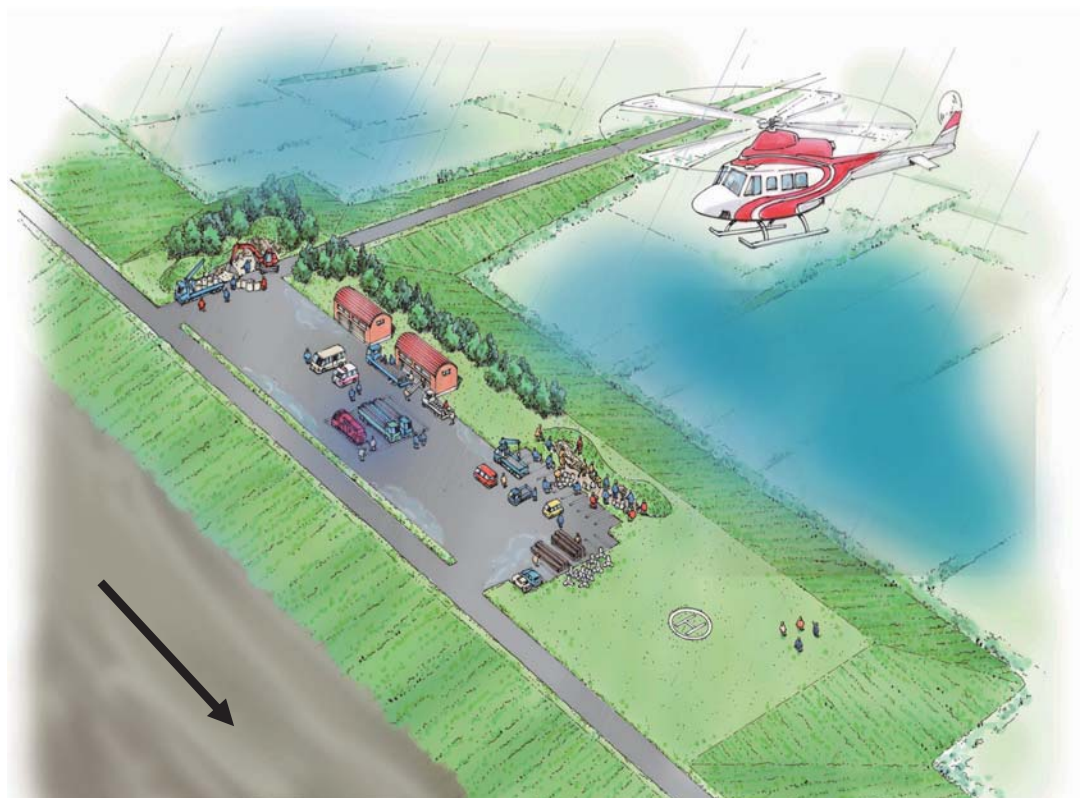


図 2-12 水防拠点のイメージ図

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、水防資機材運搬車両等の運行に必要となる車両交換所(方向転換場所)を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

水位、雨量、画像などの河川情報を収集し、迅速かつ効果的な洪水対応を行うとともに、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用するため、道路事業等と連携して、観測設備、監視カメラ、光ファイバー網等を整備する。

表 2-6 光ファイバー網等の整備区間

河川名	施工の場所
夕張川	KP1.5～夕張シューパロダム
幌向川	KP0.1～KP7.5

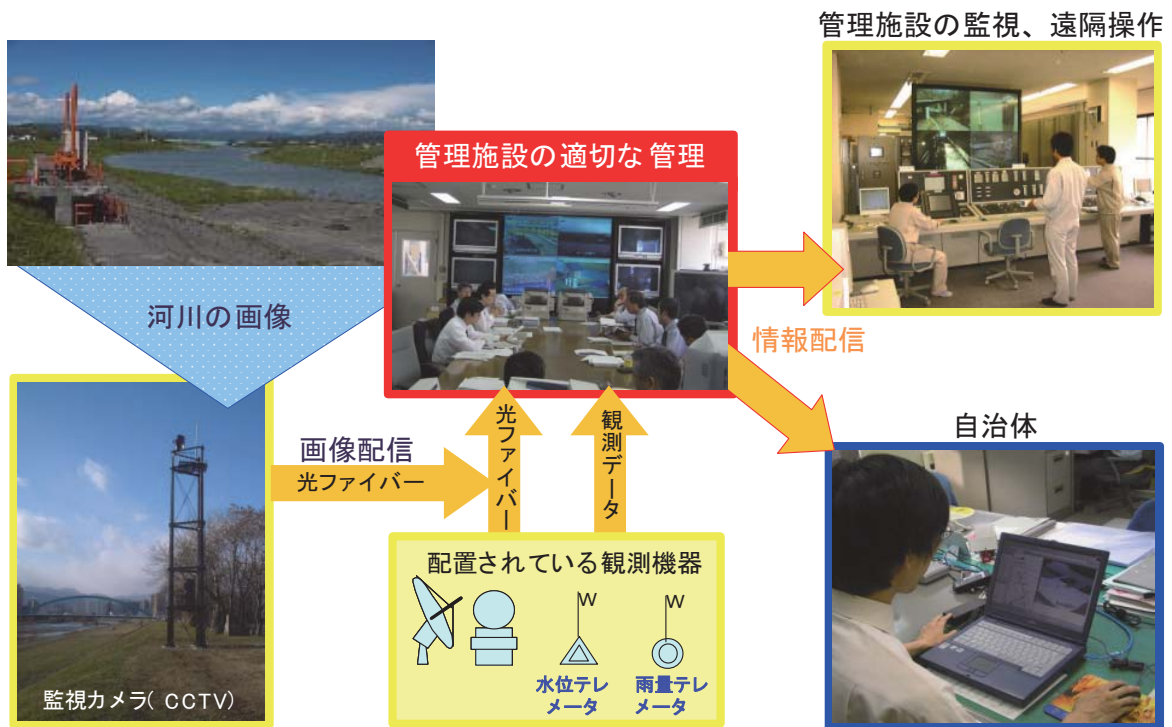


図 2-13 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

(5) 地震対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波を伴う大規模地震が発生し、東北地方一帯において壊滅的な被害が生じた。夕張川周辺においても、石狩低地東縁断層帯などの活断層が確認されており、必要に応じて地震における被害を防止、軽減する対策を講じる。

地震が発生した場合に迅速な対応を図るため、関係機関と連携し、光ファイバーのループ化、伝達方法の複数化による情報収集・伝達ルートを確保する。また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対し、被災時においても最低限保持すべき機能を確保するため、河川管理施設の耐震性能について照査を行い、耐震対策を講じるとともに、地震により被害が発生した場合には、迅速に機能の回復を図る。

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

国土交通省、農林水産省、石狩東部広域水道企業団、北海道企業局が共同で夕張シューパロダムを建設し、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の供給及び発電を行う。

- ・流水の正常な機能の維持

下流の夕張川沿岸及び千歳川沿岸の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

- ・かんがい

夕張市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・岩見沢市、南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・安平町の6市5町にわたる国営土地改良事業道央用水地区の農地29,010haに対し、新たに最大で4,331,100m³/日(50.129m³/s)の取水を可能ならしめる。

- ・水道

江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・由仁町及び長幌上水道企業団の4市1町1企業団により構成される石狩東部広域水道企業団に対し、川端ダム地点において新たに29,600m³/日(0.343m³/s)の取水を可能にすることにより、千歳川蘭越地点での同量の取水を可能ならしめる。

- ・発電

新たに最大出力26,600KWの発電を行う。

注)「夕張シューパロダムの建設事業に関する変更基本協定書」(平成23年3月8日)より

このことにより、流水の正常な機能の維持の目標として、清幌橋地点において、かんがい期最大概ね12m³/s、非かんがい期概ね5.6m³/sを確保し、既得用水や新規用水の安定供給、生物の生息・生育・繁殖環境の保全等を図る。

また、千歳川で流水の正常な機能を維持するため必要な流量を、夕張川から旧夕張川を通じて補給するため、必要な施設を整備する。この実施にあたっては、補給の方法等について調査・検討を進めるとともに、関係機関と調整を図る。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様化

夕張川の水際から高水敷にかけて、ヤナギ林を主体とした河畔林が分布している。これらは、多様な生物の生息・生育・繁殖環境の場の形成、洪水流勢の緩和、良好な景観の形成、水質の浄化、自然との豊かなふれあいの場の提供など多様な機能を有している。一方、河畔林が洪水の流下等に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要である。

このため、河道の掘削等にあたっては、断面が単調にならないよう河岸の一部を緩傾斜化するなどして多様化に配慮するとともに、河道内の樹木は、治水上支障とならない範囲で縦断的に連続するよう保全する。

また、現在高水敷で泥炭採取を行っている跡地は、環境の推移をモニタリングする。

特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める。

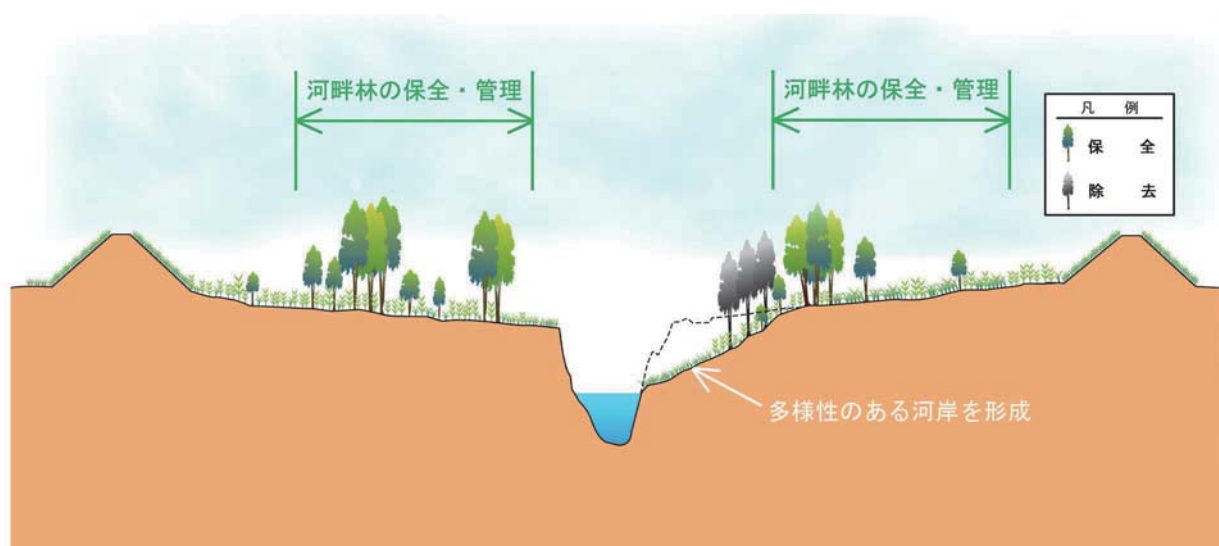


図 2-14 河畔林の保全・管理、河岸の多様化イメージ図

(2) 自然再生

石狩川水系における自然再生は、かつての流域環境や河川環境の機能の再生を目標・理念として策定した「石狩川下流自然再生計画」を基本方針とし、湿原環境や樹林環境、蛇行・瀬淵等の多様な流れ、州・河原・侵食崖等の多様な河岸、河岸草地・河畔林等の多様な植生等を対象となる環境要素として、顕在化している課題への対応としての拠点の整備、拠点の連続化、流域へのネットワークの展開により推進している。夕張川における自然再生については、「石狩川下流幌向地区自然再生実施計画」等を踏まえ、「石狩川水系河川環境管理基本計画」と整合を図りつつ実施する。

その実施にあたっては、地域において関係機関等と連携し、モニタリングしながら段階的に事業を実施していき、その状況に応じて計画を順応的に見直していく。

また、自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与するよう農業など他事業との連携に努める。

(3) 魚がのぼりやすい川づくり

夕張川やその支川ではカワヤツメなどの遡河性の魚類の生息を確認している。

これらの生息環境には、流況や河床の状況等に加え、夕張川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。

このため、栗沢頭首工、長沼頭首工等において、施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、関係機関と連携し、樋門地点等において、魚類等の移動の連続性確保や水際植生の復元・保全に努める。



清幌床止の魚道

(4) 河川景観の保全と形成

河川景観については、山間域、農業域、都市域、拠点域^{注1)}などの流域特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

夕張川流域は、山間域、農業域が大部分を占めることから、それら地域の景観と調和する夕張川らしい河川景観の保全に努める。また、河川景観を形成する多くの人工構造物のデザインを河川景観に馴染ませるよう努める。

具体的には次のように河川景観の保全と形成に努める。

長栗大橋付近より下流の広い高水敷では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、幌向川合流部等に分布するヨシ群落の景観と相まって、周辺の田園地帯と一体となった夕張川らしい景観の形成に努める。また、特徴的な河川景観となっている多良津橋付近の露岩河床については、その景観を保全する。

清幌橋など夕張川を横断する橋梁、低平地の堤防、多くの人を訪れるなんぼろリバーサイド公園（南幌町）、夕張川河畔広場（栗山町）等は、夕張川と夕張山地、馬追丘陵などの遠景や地域の基幹産業を反映する田園景観の広がりを望む視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ、地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門など構造物の形態や素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、多くの人々が利用する施設系のデザインは、誰もが利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化に努め、周辺景観に配慮したデザインコード^{注2)}等を定めるなど、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



多良津橋付近の露岩河床



幌向川合流部のヨシ群落



夕張川河畔広場（栗山町）

注1) 山間域：森林、山岳地域などの自然の景観が広がる地域。

農業域：水田・畑地・牧草地など農業としての土地利用が広がる地域。

都市域：市街地等が広がる地域。

拠点域：河口付近、合流点付近、橋梁付近、ダム付近や滝などの景勝地等、河川の連続性のなかで特徴的な拠点となる場所。

注2) デザインコード：地域景観と河川構造物の調和を図るため、構造物の形態や素材、色彩等のデザインに関する秩序化。

(5) 人と川とのふれあいに関する整備

夕張川の河川空間を地域の人々が憩いの場や自然体験学習の場等として活用できるように、できるだけ自然を活かして水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の提供に努める。



自然体験学習の状況

なんぼろリバーサイド公園周辺は、関係自治体等と連携し、やすらぎと憩いの場として、高齢者、障害者等も安心して利用できる河川空間の形成に努める。



なんぼろリバーサイド公園



緩傾斜スロープの実施例（旭川市 永山新川）

夕張シューパロダム周辺については、地域の貴重な水辺空間として利用されるよう関係機関と連携して水環境の保全、河川利用の場としての整備を行う。

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

河川はその状態が水象・気象により大きく変化するものであり、堤防は内部構造が複雑かつ不均質であるという特性を有することから、異常を早期に発見するため普段から継続的に調査・点検等を行い、その結果に基づいて維持管理を実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の維持管理の内容を定める河川維持管理計画を踏まえつつ、毎年の維持管理は河川維持管理の実施計画を定めて調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、次年度の実施計画に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、継続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテ^{注)}等に取りまとめるとともにデータベース化することにより、今後の適切な維持管理につなげるほか、関係住民やNPO、市町村等との協働による維持管理についても積極的に取り組むものとする。

注) 河川カルテ：病院のカルテに倣い、河川管理に必要な河道状況や被災履歴、

河川巡視及び点検結果等を整理したもの。

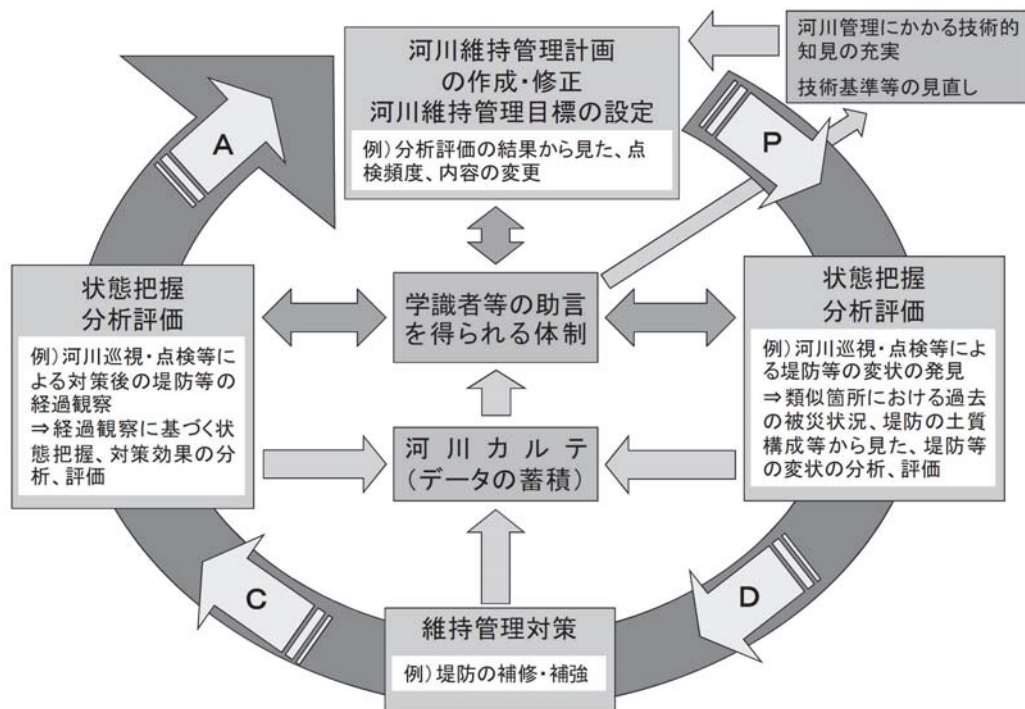


図 2-15 サイクル型維持管理体系のイメージ

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管するとともに、水文、水質、土砂の移動、土地利用、河川環境などの河川管理に資する情報を収集する。良好な河川環境を維持するため、河川水辺の国勢調査等により、河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設の挙動に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネットなどの情報通信網等を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

さらに、河川整備にあたっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図るとともに、土砂移動に関する情報は、山地から沿岸域まで流域、水系一貫の視点を持つことに留意し、関係機関との情報共有に努める。

2) 河道及び河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路等については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

また、定期的な点検や日常の河川巡視を行って、沈下や漏水などの堤防の異常、河川管理施設の破損、土砂の堆積、ゴミの不法投棄などの異常を早期に発見し、河川管理上支障となる場合は、速やかに必要な対策を実施するほか、地域住民による河川愛護モニター等の活用など、地域と連携した河川の維持管理を行う。

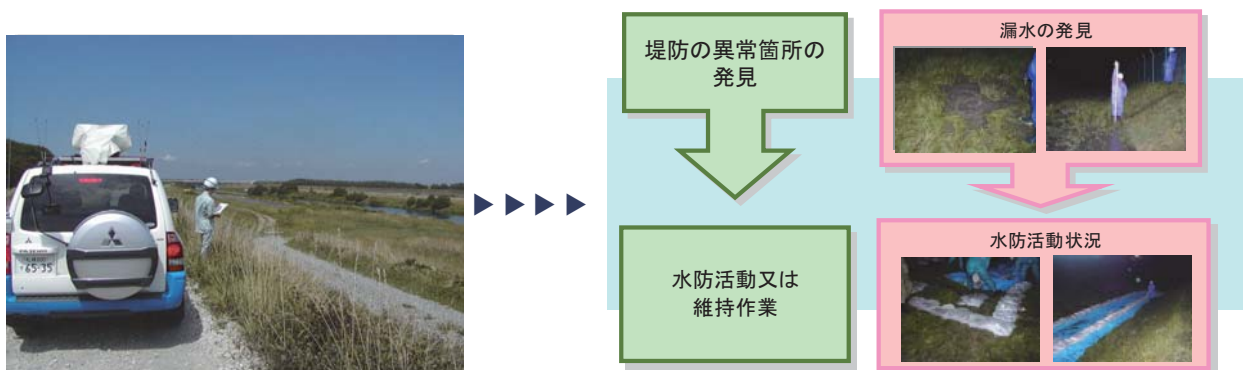


図 2-16 河川巡視のイメージ図

a) 堤防及び河道の維持管理

7) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れなどの異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修等の対策を実施する。

特に夕張川下流、幌向川、清真布川の堤防は、軟弱地盤上に築造されているため、定期的に現地調査を行い、異常の早期発見に努め、必要な対策を実施する。



堤防天端の維持管理



堤防の除草

表 2-7 堤防の延長

夕張川	29.9km
幌向川	13.7km
清真布川	15.5km

平成 26 年 3 月末現在

1) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生源となる。

このため、河道内樹木の状況を随時把握しつつ、洪水の流下や河川管理を行う上で支障となる河道内樹木は、河川環境に配慮し、除去や下枝払い等を行い、適切に管理する。なお、樹木の大きさや密度など効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

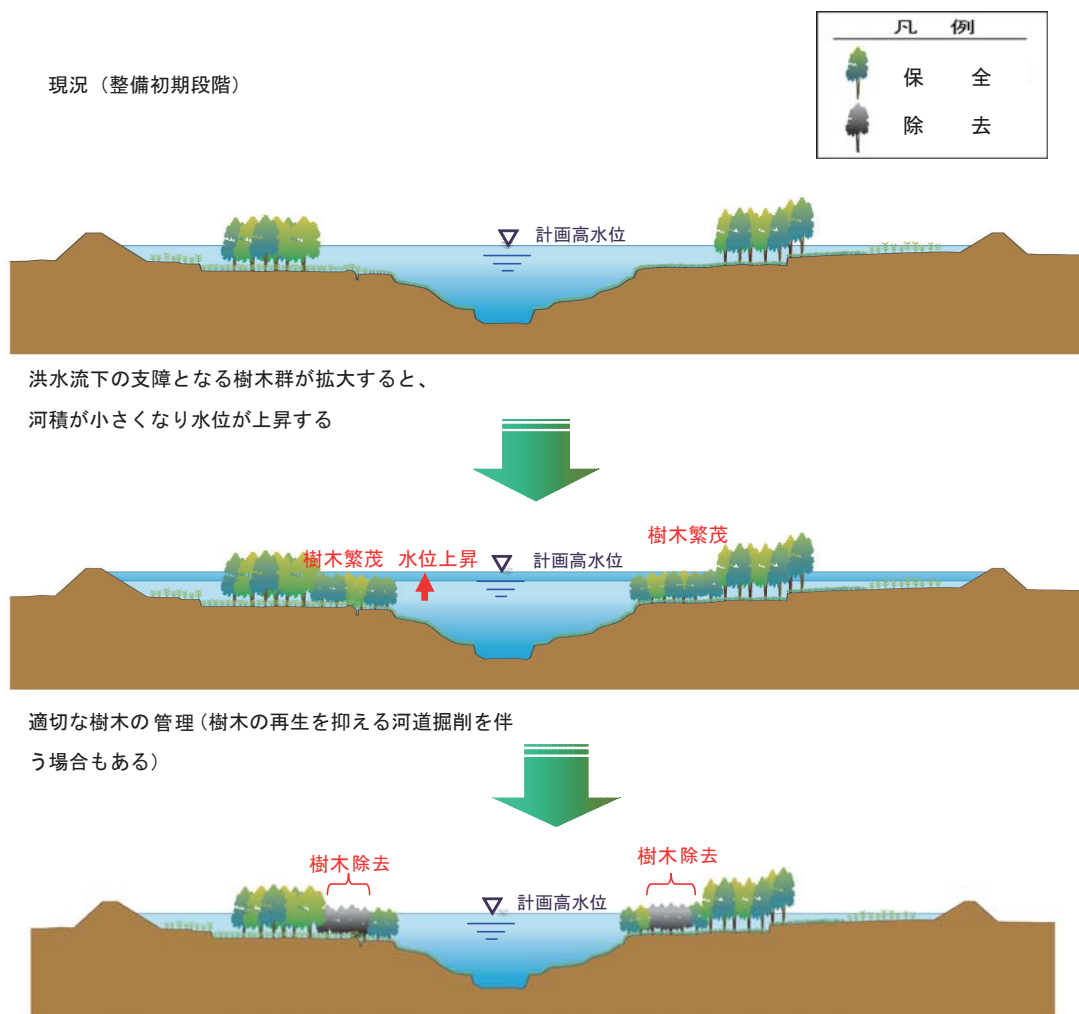


図 2-17 河道内樹木の保全イメージ図

ウ) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行って土砂堆積や河床低下などの河道状況を把握するとともに、ゴミの不法投棄などの異常を早期に発見し、必要に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施する。

また、河床洗掘により既設護岸や床止が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

b) 構造物等の維持管理

ダム、床止、樋門、排水機場などの河川管理施設が所要の機能を発揮できるように定期的に巡視及び点検・整備を行う。

なお、樋門の操作は、地先の実情に詳しい地域の方に管理を委託しているが、今後、樋門の操作員の高齢化や人員不足が予想される。また、より確実な河川管理施設の操作を行っていく必要がある。このため、施設の統合や集中管理による遠隔操作化などの省力化、高度化に向け検討を行う。

ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、総合的な管理を行う。



樋門の補修

表 2-8 主な河川管理施設等（堤防を除く）

夕張川	ダ ム	夕張シューパロダム（建設中）
	排 水 機 場	1 箇所（幌向太排水機場）
	樋 門	8 箇所
	床 止	1 箇所（清幌床止）
	水 文 観 測 所	水位観測所 3 箇所（円山、由仁、清幌橋）、 雨量観測所 4 箇所（清幌、由仁、紅葉山、円山）
幌向川	樋 門	9 箇所
	水 文 観 測 所	水位観測所 1 箇所（豊幌）、 雨量観測所 1 箇所（美流渡）
清真布川	樋 門	20 箇所
雨煙別川	水 文 観 測 所	雨量観測所 1 箇所（雨煙別）
ポンポロカベツ川	水 文 観 測 所	雨量観測所 1 箇所（丁未山）

平成 26 年 3 月現在

(2) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。

大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

(3) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、通常の河川巡視のほか、必要に応じて災害対策用ヘリコプターや CCTV を活用するなど、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難などの水災防止活動を効果的に行うため、河川管理者が有する河川情報の伝達に加え、地域の実情に詳しい方等から現地の状況などを知らせていただき、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上を図る。

3) 水防団等との連携

水防活動を迅速かつ円滑に行うため、水防計画に基づき水防管理団体が実施する水防活動に協力する。また、水防管理団体と河川管理者、関係機関からなる「石狩川下流水防連絡協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練など水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋などの水防資材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報の提供等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化などの省力化の取り組みに努め、必要に応じて災害協定を結んだ地域の民間企業等と連携して支援する。



水防活動を迅速かつ円滑に行うため合同巡視を実施



水防公開演習

4) 洪水予報、水防警報

夕張川(大臣管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発表を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。なお、市町村長が実施する出水時における避難のための立退きの勧告もしくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するよう、法令等に基づき、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

また、水防警報の迅速な発表により円滑な水防活動を支援し、洪水被害の軽減を図る。関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすい情報の提供に努める。

さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、札幌管区気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

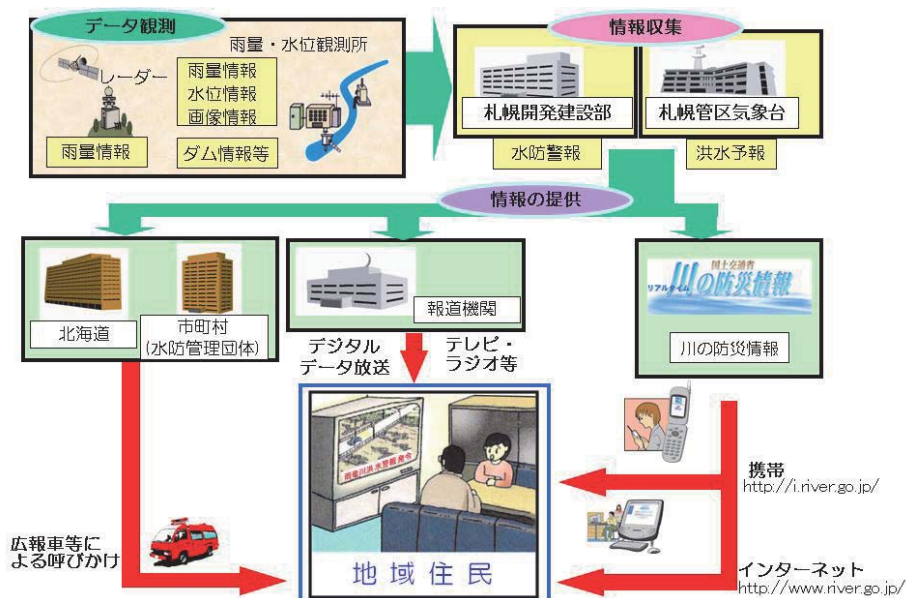


図 2-18 洪水予報の伝達のイメージ図

5) 水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充する。

6) 洪水ハザードマップ

洪水時に適切に対応するため、各自治体の洪水ハザードマップの作成、公表に対し、引き続き支援・協力を行う。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適

切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みに対し必要な支援・協力を行う。

7) 特定緊急水防活動

洪水等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水を排除するほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、 並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

夕張川の水質（BOD）については、現状では環境基準を満足しており、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実に努める。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の水利用協議会等を活用するなどして情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実に努める。取水制限が必要となった場合には、水利用協議会等を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民等に対して水の再利用や節水等と呼びかけるなど、流域全体での取り組みに努める。

(4) 河川空間の適正な利用

広い高水敷を有する夕張川下流の利用については、河川環境を活かした利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。このうち、なんぼろリバーサイド公園は、これまでも地域住民の安らぎと憩いの場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。

なんぼろリバーサイド公園より上流は、現在ある河川環境を維持・保全し、環境学習等に利用できるよう関係機関等と連携を図る。

夕張シューパロダム周辺は、地域の貴重な水辺空間として利用されるよう関係機関と連携してその整備を図る。

なお、北海道と協同して策定した空間管理の目標に基づき、河川区域の占用許可に際しては、河川空間の適正な利用が図られるよう適切に対処する。また、河川空間の利用状況や河川水辺の国勢調査などの生物調査結果により、必要に応じて空間管理の目標を自治体や地域住民と協働して見直しを行う。

(5) 河川美化のための体制

河川美化のため、河川愛護月間（7月）等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域のNPOや地域住民と連携して河川空間の維持管理を進める。

ゴミ、土砂などの不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報などの適切な対策を講じる。

(6) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。



行政と地域住民との協働による川づくり



住民参加型の植樹



サケ稚魚の放流



子供たちによる水生生物調査